鳥獣保護管理政策の現状と 行政上の諸対策について

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 遠矢 駿一郎

2021年5月27日 農作物鳥獣被害防止対策研修

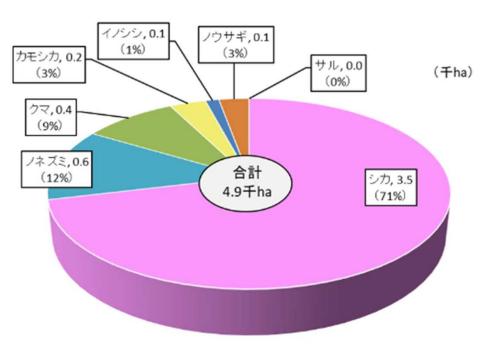
鳥獣保護管理政策の現状と行政上 の諸対策について

- 0. はじめに(鳥獣による影響及び鳥獣の現況)
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 情報提供

はじめに… 鳥獣による農作物被害

はじめに… 鳥獣による森林被害

主要な野生鳥獣による森林被害面積(令和元年度)(都道府県からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計)





はじめに… 鳥獣による生態系への影響

- ニホンジカが樹皮を環状に剥皮することで樹木が枯死し森林が衰退。
- 地表に生える植物を過度に食べることで生態系が単純化。



はじめに… ニホンジカによる高山植物への影響

※南アルプスの事例



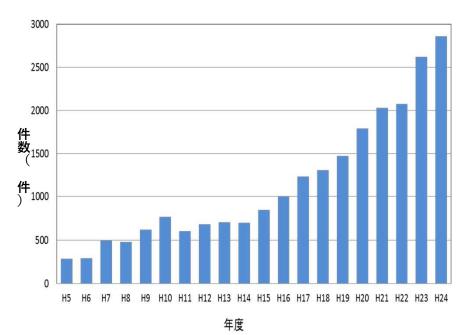
增沢武弘撮影

鵜飼一博撮影

はじめに… 鳥獣による生活環境への影響

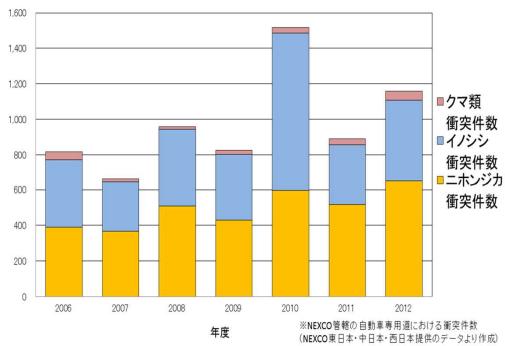
○ 鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせたり、鳥獣と列車や自動車との衝突事故等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある。

エゾシカが関係する JR列車支障件数の推移



※北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課公表値より作成 (注)線路内でエゾシカを発見し列車を停止させた件数も含む

高速道路における**野生動物と車 両との衝突事故件数の種別推移

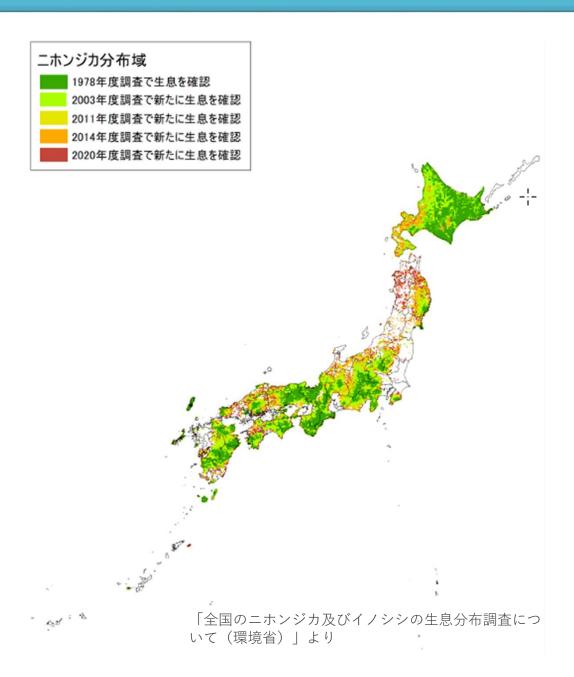


はじめに… ニホンジカの分布域の拡大

※1978年(昭和53)年から2018 (平成30)年の40年間で分布域は、 約2.7倍に拡大

2014(平成26)年から2018(平成30)年で、

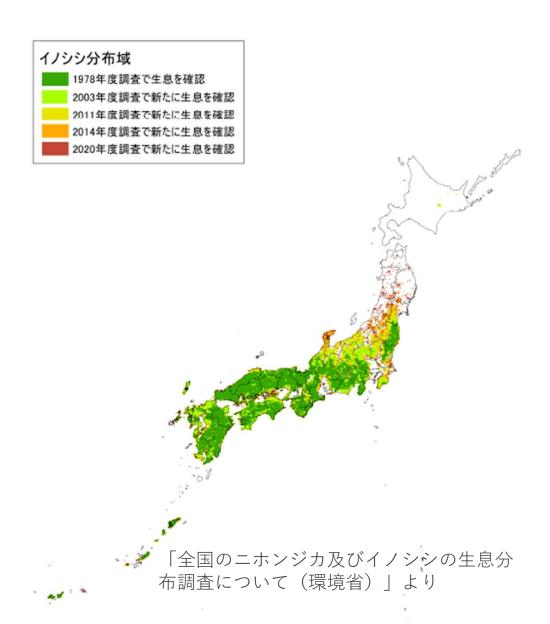
東北、北陸、中国地方を中心 に約1.1倍に拡大。



はじめに… イノシシの分布域の拡大

※1978年(昭和53)年から2018 (平成30)年の40年間で分布域 は、**約1.9倍**に拡大。

2014 (平成26) 年から2018 (平成26) 年の3年間で、東北、北 **陸、関東地方を中心に約1.1 倍に拡大**。



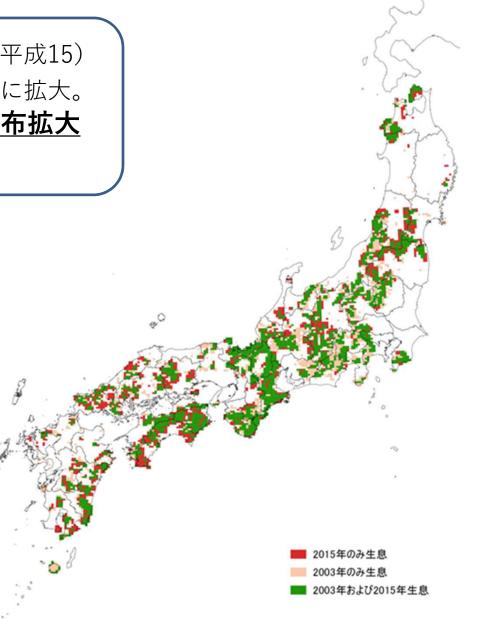
はじめに… ニホンザルの分布域の拡大

※1978年(昭和53)年から2003(平成15)年の25年間で分布域は、約1.5倍に拡大。特に、東北地方、関東地方で分布拡大が顕著、2.3倍・1.9倍になる。

※ニホンザルの分布メッシュ数

	1978年	2003年	2015年
確実な生息	2,288	3,471	3,000
推定生息			512
合計	2,288	3,471	3,512
1978比		1.517倍	1.535倍
2003比			1.012倍

ここ12年では横ばい??



はじめに… クマ類の分布域の拡大

※2003年(平成15)年から2014(平成26) 年にかけて、ヒグマ・ツキノワグマとも全国ほぼ すべての地域で拡大。

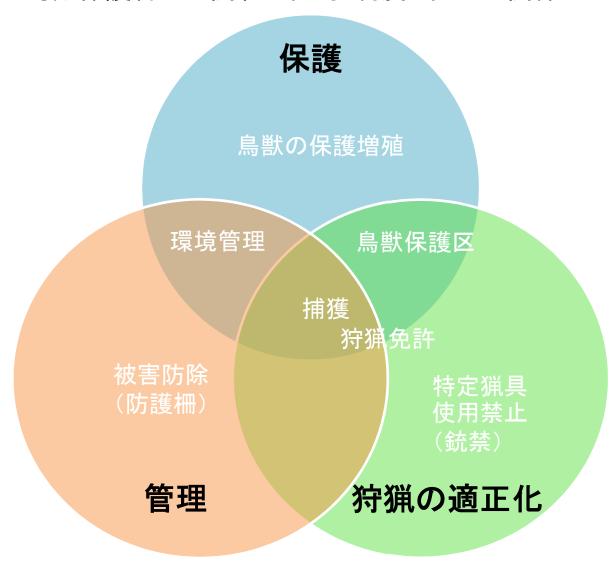
市街地や農耕地の近くまで分布域が迫っていきている。

※日本クマネットワーク(2014)「ツキノワグマおよび ヒグマの分布域拡縮の現況把握と軋轢抑止および 危機個体群回復のための支援事業」報告書より引用。

環境省の自然環境保全基礎調査(2004)による分布 確認地点は水色で、その後の分布拡大エリアは<u>赤色</u> で示されている。

はじめに・・・ 鳥獣保護管理と鳥獣被害対策の違い

鳥獣保護管理に関わる行為・制度と目的の関係



1-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧 秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 <u>鳥獣猟規則の制定</u>

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日~翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集して いる場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

現行法の骨格 が完成

- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)</u>

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管

平成11年 <u>鳥獣保護法の改正</u>

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

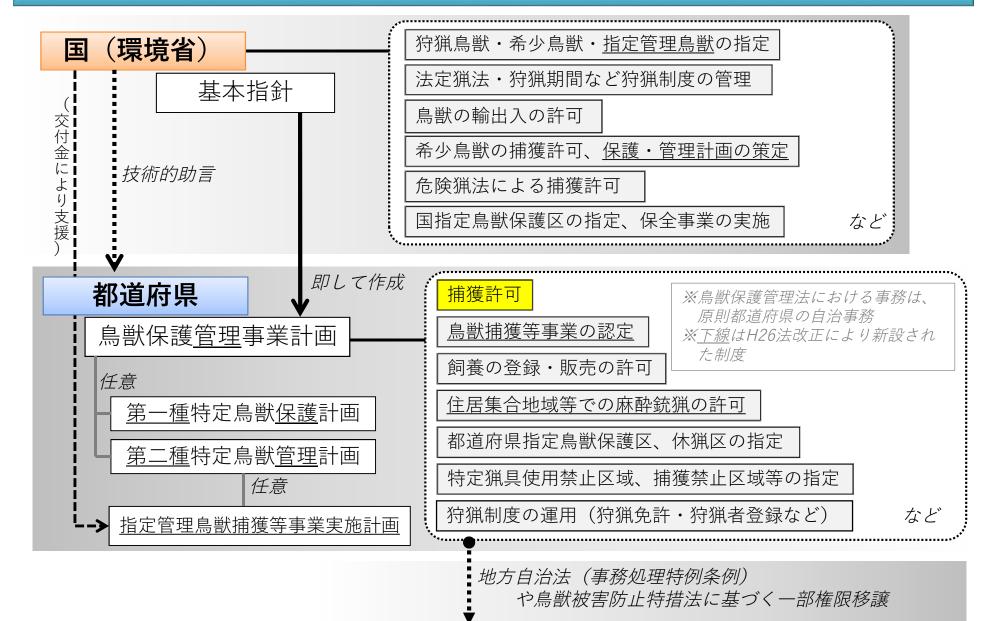
※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の 防止のための特別措置に関する法律

・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

1-2 鳥獣保護管理法の施策体系



飼養の登録 | なる

市町村

1-3 鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

		狩猟(登録狩猟)以外			
分類 狩猟 (登録狩猟)	許可捕獲			化中华四自举技准生	
	学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	指定管理鳥獣捕獲等 事業 	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数また	は生息範囲の抑制
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	第二種特定 鳥獣及び卵 鳥獣		指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		事業実施期間	
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域		事業実施区域	
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者	ንህ ያነዚገ⊟	許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受託	

1-4 狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の 鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登 録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用す る猟法	空気銃を使用す る猟法	わなを使用 する猟法	網を使用する 猟法
散弾、単体弾や 花火弾等を発射 する近射用の銃 器、単体弾を回 転させて直進的 に発射する遠射 用のライフル銃	空気銃(コルク を発射するもの を除く。)	くくりわな、 はこわな、 はこおとし 及び囲いわ な	むそう網、は り網、つき網 及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円(11,000円)	
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円(5,500円)	
第2種銃猟免許の登録者	5,500円	

- ※()内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者(農林水産業従事者を除く)以外の者。
- ※放鳥獣猟区のみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
- ※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減(H27年度~)
- ※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税(H27年度~)。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免状が交付される。(試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの)免許は全国で有効。

免許の有効期間

<u>3年</u>(ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して 3年を経過した日の属する年の9月14日まで)

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。

3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出 し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は 失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。 (適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査)

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免状再交付	1,000円
狩猟者登録 (再交付)	1,800円(1000円)

狩猟期間

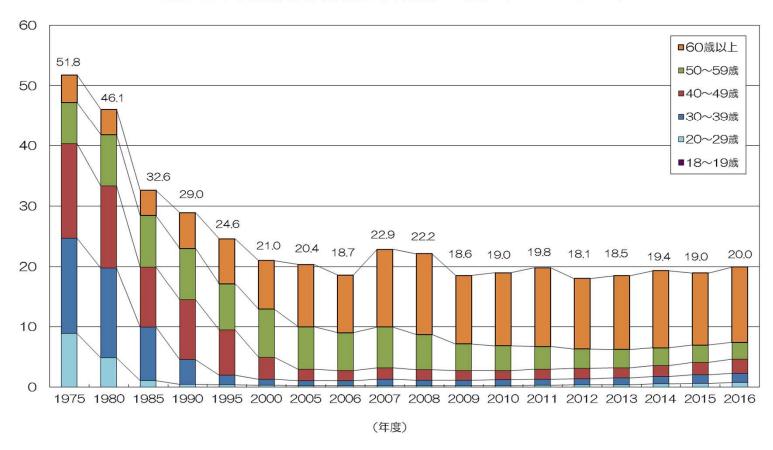
北海道以外: 11月15日~2月15日 北海道: 10月1日~1月31日

(第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある)

1-5 狩猟者の減少と高齢化

(万人)

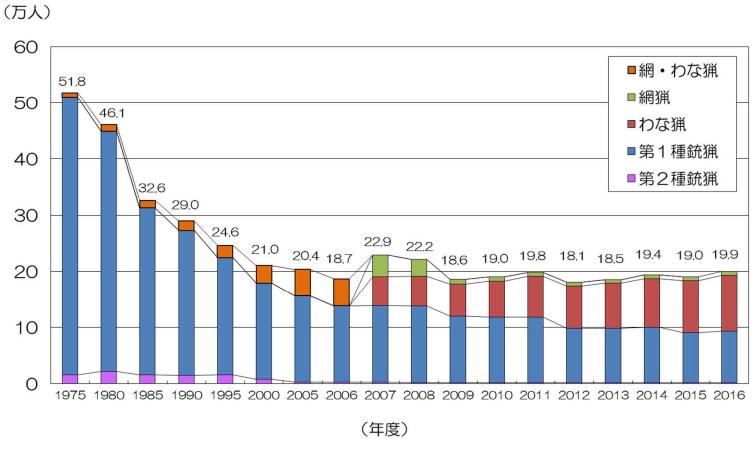
全国における狩猟免許所持者数(年齢別)の推移(1975~2016)



- 1975年の51.8万人から2012年には18.1万人に
- 2016年は20.0万人に微増
- 60歳以上が6割を超える高齢化。

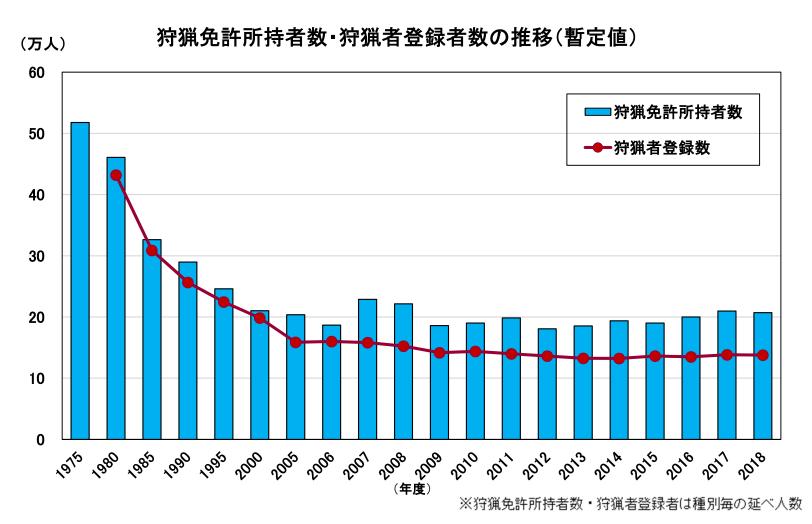
1-5 狩猟者の減少と高齢化(銃猟の減少、わな猟の増加)

全国における狩猟免許所持者数(免許種別)の推移(1975~2016)



- 主体であった銃猟免許所持者は減少し、
- わな免許所持者の割合が増える傾向にある。

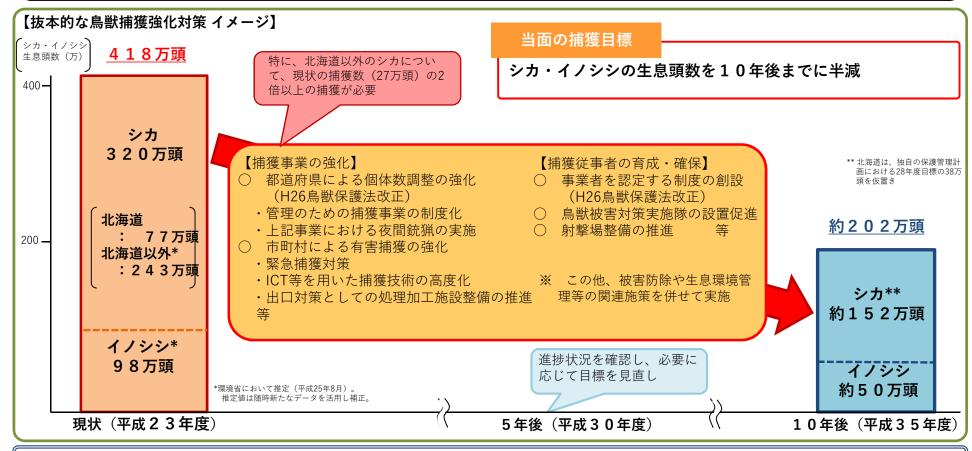
1-6 狩猟(免許所持者と登録者のギャップ)



• 狩猟免許所持者と狩猟者登録数には約6万人の違いがある。

2 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。



◎ 本対策については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に位置づけて推進